

2012年8月16日

## 乳児用規格適用食品および日本生協連が提出した「乳児用食品に係る表示基準の設定について」の意見に対する回答について

日本生活協同組合連合会

### 前文

厚生労働省で、食品中の放射性物質の暫定規制値に代わる新たな基準値を食品衛生法に基づく規格基準として設定し、4月1日より施行されました。この新基準の設定においては、乳児用食品に一般食品より低い基準値を適用することが決まりましたが、外見上、消費者が乳児用食品の規格基準が適用される商品であるか否かを判別することが難しい商品があります。そのため消費者庁では、消費者が購入する際に、乳児用食品または一般食品のいずれの基準が適用される食品であるかを判別できるよう、厚生労働省の規格基準策定を踏まえた乳児用食品に係る表示基準の策定に関して、パブリックコメントを募集しました。

日本生協連の意見を含めて、50件（この他82件は表示に関係しない意見であるとして、累計から除かれている）の意見が提出され、それら意見への回答が、2012年7月25日に消費者庁より公表されました。

### 1. 「乳児用食品に係る表示基準」策定の背景

厚生労働省が策定した食品中の放射性物質の新基準では、乳児用食品（50ベクレル/kg）に一般食品（100ベクレル/kg）より低い基準値が適用されていますが、商品によっては、消費者が乳児用食品の規格基準が適用される食品であるのかどうか判別が難しい商品もあるため、表示によって判別したうえで商品選択ができるよう、消費者庁が厚生労働省の規格基準策定を踏まえて乳児用食品に係る表示基準を策定することとなりました。

消費者庁は本議案にかかわり、消費者委員会食品表示部会に諮り、その結果として8月1日より施行されました。

### 2. 「乳児用食品に係る表示基準」の概要

#### 2-1. 「乳児用食品」の範囲

厚生労働省が規定した「乳児用食品」の範囲を適用し、児童福祉法等により「乳児」の年齢は「1歳未満」とし、一般消費者が表示内容で乳児（1歳未満）向け食品であると認識する可能性の高いものを、「乳児用食品」とします。

なお、乳児向け食品と判断する際の表示は、製品パッケージやインターネットを含む広告媒体とし、標榜内容だけでなく意匠や仕様、添付されている説明書や店頭での掲示や取扱い店舗・陳列場所等の販売形態など総合的にとらえて考慮されるべきものとなっています。

具体的には次の食品が該当します。

- (1) 特定用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの
  - ・ 乳児用調製粉乳
- (2) 乳児（1歳未満）の飲食に供することを目的として販売するもの
  - ・ 乳児（1歳未満）を対象とした調製粉乳（フォローアップミルクなどの粉

- ミルク、特別用途食品のうちのアレルゲン除去食品・無乳糖食品)
- ・ 乳児（1歳未満）を対象としたベビーフード
  - ・ 乳児（1歳未満）を対象とした菓子や飲料
  - ・ その他、乳児（1歳未満）を対象とした飲食物

## 2-2. 表示基準

- (1) 乳児用規格適用食品である旨を表示する。
  - ・ 原則「乳児用規格適用食品」と表示する
  - ・ 「本品は（食品衛生法に基づく）乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」「乳児用規格適用」の表示も可能とする
- (2) 乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものは、2-2 (1) の表示を省略することができる。
  - ・ 「(特別用途食品の) 乳児用調製粉乳」と表示されているもの
  - ・ 乳児（1歳未満）向けであることが判別できる表示があるもの  
(例：調製粉乳（フォローアップミルクなどの粉ミルク）、特別用途食品のうちのアレルゲン除去食品・無乳糖食品)
- (3) 紛らわしい表示の禁止規定  
乳児用規格適用食品以外の食品に、消費者がそれと誤解するような表示を付してはならない。

## 3. パブリックコメントに対する回答

日本生協連を含めて50件（この他82件は表示に関係しない意見であるとして、累計から除かれている）の意見が提出されました。

商品のパッケージを見て、誰もが判別できるわかりやすく簡便な表示が望まれており、省略規定は消費者・事業者ともに混乱を招くものではないかとして導入に反対している意見がほとんどです。乳児用食品の定義や対象範囲については、考え方や範囲を明確にしておかないと混乱や不安が生じると懸念している意見が多く寄せられています。また、乳児用食品の定義や対象範囲については、商品提供の対象者を全世代とする「乳幼児から高齢者まで」が今後も使えるのか、といった、事業者からの質問と思われる意見もいくつか寄せられていました。

日本生協連は2月22日付で4項目5つの意見を提出し、そのうち4つの意見に対して回答されました。日本生協連の意見に対する消費者庁の回答の概要は以下の通りです。

表1. 日本生協連の意見と消費者庁の回答

	日本生協連の意見	消費者庁の回答
1	<p><b>【乳児用食品の規格基準が適用される食品に対する表示について】</b></p> <p>消費者にとって、どの食品が乳児用食品に該当するかが判別しやすいよう表示を通じた情報提供は必要であり、この目的を果たすために適切な表示を行うことは妥当である。</p> <p>乳児用食品の範囲を明確に示しておらず、厚生労働省でも①特別用途表示のうち「乳児用」に適する旨の表示を受けたもの、②乳児の飲食に供することを目的として販売するものとされており、これだけの情報では具体的に表示する食品の特定は困難であり、乳児用食品を表示するためには、まず定義や適用する範囲を特定する必要があると考える。厚生労働省の乳児用食品の規格基準の設定と歩調をあわせて、消費者庁と厚生労働省の十分なる協議のうえで検討を要請する。</p> <p>したがって、現時点では乳児用食品の表示は困難であり、省令改正を行って義務表示を施行するにはさらなる慎重な検討が必要である。</p>	<p>本表示基準の対象となる乳児用食品の範囲は、厚生労働省が規格基準において規定した「乳児用食品」の対象である食品と同じです。</p> <p>したがって、本表示基準の「乳児用食品」の対象となる「乳児」の年齢についても、児童福祉法等に準じて「1歳未満」がその対象となります。</p>
2	<p><b>【表示の方法について】</b></p> <p>① すでに、一般的に乳児用食品であることが明確なものは、あえて新たな表示は行わないこと（省略規定）は、賛成である。</p>	<p>省略規定は、いわゆる「粉ミルク」のみとなりました。</p> <p>なお、頂きましたご意見や消費者委員会食品表示部会での議論を踏まえ、「〇ヵ月頃から」などの対象月齢表示が付されている食品については、対象とすることは適当ではないとしました。</p>

	<p>② ①に該当しない食品における表示は、「放射性物質規制（乳児用）に該当する食品であることがすぐわかる表示で統一すべきである。案の表示例が3例（「本品は食品衛生法に基づく乳児用食品の規格基準が適用される食品です」「乳児用規格適用食品」「乳児用規格適用」）示されているが、この表現では放射性物質の基準値が乳児用食品には一般食品より低い基準値を適用する食品であることはわからない。</p>	<p>平成24年4月1日から施行された食品中の放射性物質の新基準値では、乳児用食品（乳児（1歳未満）の飲食に供することを目的として販売するもの。）に一般食品より低い基準値が適用されているところです（乳児用食品：50ベクレル/kg、一般食品：100ベクレル/kg）。</p> <p>しかしながら、当該乳児用食品については、商品によっては、外見上、消費者が乳児用食品の規格基準が適用される商品であるか否かを必ずしも判別することができない場合が想定されます。このことから、消費者が食品を購入する際にその食品が「乳児用食品」又は「一般食品」のいずれの基準が適用されるものであるかを判別した上で商品選択ができるよう、厚生労働省の策定した規格基準を踏まえて、乳児用食品に係る表示基準を策定することとしたものです。</p> <p>「乳児用規格適用食品」である旨の表示は、原則的には「乳児用規格適用食品」と表示することとし、明確に伝わる表現を用いて容器包装の見やすい場所に行う必要がありますが、スペース等の個別事情もあることから、必ずしも表現、記載場所を統一する必要はありません。</p>
3	<p><b>【紛らわしい表示の禁止】</b> 貴庁の案では「乳児用食品の規格基準が適用されない食品に、乳児用食品と紛らわしい表示をしてはならないこととする。」されているが、具体的にどのような表示が該当するのか不明である。そのため、食品表示に関するQ&amp;Aなどで示すべきであると考える。</p>	<p>Q&amp;Aに以下のとおり示す予定です。</p> <p>乳児用規格適用食品と紛らわしい表示の例としては、以下のような表示が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「乳幼児用規格適用食品」</li> <li>・ 「乳児用規格適合食品」</li> </ul>
4	<p><b>【乳児を育てるものに、不要な混乱をもたらさないよう、適切な情報提供が必要である】</b> 今回の表示が行なわれることによって、乳児を育てる者が、乳児には表示のある食品しか与えられないと考えて混乱したりすることのないよう、規制値の考え方を含め、わかりやすく情報提供する必要がある。</p>	<p>▼乳児用食品に係る表示に関係しない意見として、回答はありませんでした。</p>

以上